

評価書（個票）

事務・事業名	港湾労働法に基づく港湾労働者雇用安定センターの事業	担当課 (担当課長)	職業安定局建設・港湾対策室 (建設・港湾対策室長 谷)	
根拠法令等	港湾労働法（昭和63年法律第40号） 第28条第1項	類型	講習研修	
		指定等の形態	指定	
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨</p> <p>港湾における輸送革新の進展に伴い、港湾運送の業務に必要な労働力については、荷役の波動性に対処するために必要な労働力も含めて、良質の技術能力者を確保することが必要となっている。このため、荷役の波動性に対処するために必要な労働力の確保に当たっては、常用労働者を労働者派遣という形態により活用することが適当であるが、このシステムの実施主体としては、公益的な性格を有する法人を実施主体とすることにより、その公平かつ適正な実施を確保する必要がある。そこで、厚生労働大臣が、港湾労働者の雇用の安定その他の福祉の増進を図ることを目的として設立された公益法人を、その申請により「港湾労働者雇用安定センター」として、各港湾について指定し、この指定を受けた港湾労働者雇用安定センターが、当該港湾において港湾運送の業務に関する労働者派遣の業務等を行うこととしたものである。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>港湾労働者派遣制度に基づく派遣契約のあっせん、港湾派遣労働者の雇用の安定のための事業（雇用管理者及び派遣元責任者に対する研修、港湾派遣労働者等に対する相談援助）、港湾労働者に対する相談援助の実施。</p>			
事務・事業の目的	港湾運送に必要な労働力の需給調整システムである港湾労働者派遣事業が適正に運営されることを通じ、港湾労働者の雇用の安定等を図ることを目的とする。			
関連する政策目標	<p>①相談援助または講習の実施による雇用管理改善を図ること</p> <p>②雇用管理者研修の実施による雇用管理改善を図ること</p> <p>③港湾労働者派遣制度に基づく派遣契約のあっせんの実施による港湾常用労働者の有効活用</p> <p>④相談援助、講習、雇用管理者研修または派遣元責任者講習の実施による雇用の安定等を図ること</p>			
関連する業績指標	<p>①相談援助または講習を利用した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合</p> <p>②雇用管理者研修を受講した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合</p> <p>③港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣あっせんを行うことによる派遣成立の割合</p> <p>④相談援助、講習、雇用管理者研修または派遣元責任者講習を利用した実績のある事業所にかかる平成27年度の離職率</p>			
指標の目標値等	<p>①92%以上</p> <p>②92%以上</p> <p>③83%以上</p> <p>④雇用動向調査による平成26年の全産業の離職率未満</p>			
法人の指定等の状況	別紙のとおり。			
指定・登録等の基準に対する	特になし。			

よくあるお問い合わせと回答	
料金等・積算根拠	別紙のとおり。
事務・事業の実績	<p>○実績（平成26年度） 派遣元責任者講習及び雇用管理者研修の受講者数 926人 港湾労働者に対する各種講習に参加した者の数 1,048人</p> <p>○事業収入（平成26年度） 港湾労働者による各種講習受講料収入 33,697千円</p>
国からの補助金等	<p>○港湾労働者派遣事業等交付金（平成28年度）： 228,549千円 内容： 雇用管理者研修及び派遣元責任者研修等の雇用安定事業関係業務・港湾労働者派遣事業に係る港湾労働者派遣契約の締結についてのあっせん業務</p> <p>○港湾労働者就労確保支援事業委託費（平成28年度）： 94,583千円 内容： 港湾運送事業主や港湾労働者に対し、港湾労働者派遣事業や雇用管理の改善に関する相談援助、各種講習等</p>
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<p>○厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会（平成22年12月）の結果を踏まえた対応 ・継続的に協会として統括的責任者による支部等に対する支部監査の実施等、内部管理体制のより一層の充実を行っている。 ・平成23年度以降、公務員OBである役職員の後任者補充について、公募採用を継続して行っている。</p> <p>○「港湾雇用安定等計画」を踏まえた事業の実施 厚生労働省が平成26年4月に策定した新たな港湾雇用安定等計画に基づき、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に努めているところである。</p>
事務・事業の必要性等・有効性	<p>○事務・事業の必要性 ①事業活動に著しい波動性があり、労働力需要が日々異なる ②労働力需給の状況は各港湾によって大きく異なり、加えて、各港湾において日々必要となる労働力をそれぞれの企業において常時雇用されている労働者の人数では対応できないことがある 以上により、港湾労働法が適用される港湾ごとに、迅速・的確な需給調整ができる仕組みを設けることと併せて、事業主や労働者に対する各種相談援助、各種講習による、港湾労働者の雇用の安定や雇用改善、能力開発への対応が必要である。</p> <p>○事務・事業の妥当性 港湾労働法が適用される港湾における需給調整（平成26年度における港湾労働者派遣実績 2,391人日/月平均）の他、雇用管理改善に関する相談援助（平成26年度実績 6,432件）、各種講習（926人）等、一定の利用実績を上げていることから、港湾労働者・港湾運送事業者等のニーズに合致しているものと考えられる。</p> <p>○事務・事業の有効性 上記の通り、当該事業の必要性及び妥当性に記述の通り、需給調整や相談援助、各種講習等の実施が、港湾労働者の雇用の安定や雇用改善、能力開発に資</p>

	<p>するものであることから有効であると考えられる。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<p>○指定等を行う妥当性 国が一元的に需給調整業務等を行うよりも、各港湾の実情に知悉している公平・中立な立場にある法人に実施させる方が、効率的・効果的な業務運営という観点から望ましい。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p>●指定等の基準の妥当性 指定法人が担うべき業務は、港湾労働者の雇用の安定や福祉の増進という公益性の高いものであることを鑑みると、「公平・中立な立場から、継続的に事業運営が実施できる法人」という現在の指定基準は妥当である。</p> <p>●実施主体としての指定等法人の適格性 港湾労使による相互チェック機能が働いていること、さらに事業実施に必要なノウハウや、これまでの事業主や労働者に対する各種相談援助の実績、訓練や研修等による港湾労働者の安全の確保等から、引き続き港湾労働安定協会を指定することが妥当である。</p>
<p>評価結果の総括 （現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>港湾労働法における指定法人について、港湾労使による自主団体として発足した経緯があり、業務運営に当たっても、港湾労使による相互チェック機能が働いていること、さらに事業実施に必要なノウハウや、これまでの事業主や労働者に対する各種相談援助の実績、訓練や研修等による港湾労働者の安全の確保等から、引き続き港湾労働安定協会を指定することが妥当であるが、指定法人である港湾労働安定協会については、指定法人としてより適切・的確に業務を実施するための内部管理体制のより一層の充実と、公務員 0B である役職員の後任補充時における公募採用の継続的な実施を求めることとする。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計 1 法人

・財団法人 港湾労働安定協会

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
財団法人（1法人）			
港湾労働安定協会	昭和 64 年 1 月 1 日	03-5473-4361	－（料金等の設定に当たっては国は関与しない）